

日時 平成 31 年 3 月 22 日（金）

場所 特許庁 7 階 庁議室

産業構造審議会 知的財産分科会
平成 30 年度第 2 回審査品質管理小委員会
議事録

特 許 庁

目 次

1. 日時・場所

日時： 平成 31 年 3 月 22 日(月) 10 時 00 分から 11 時 00 分

場所： 特許庁庁舎 7 階 庁議室

2. 出席委員

飯村委員（委員長代理）、浅見（節）委員、浅見（正）委員、井上委員、
小原委員、長澤委員、本多委員、渡邊委員

3. 議事次第

開 会	1
議 題	
平成 30 年度審査品質管理小委員会報告書（案）について	2
閉 会	16

開 会

○戸次調整課品質管理室長 皆様、おはようございます。定刻前ではございますが、委員の皆様おそろいになりましたので、ただいまから、産業構造審議会 知的財産分科会 平成30年度第2回審査品質管理小委員会を開催いたします。

調整課品質管理室長の戸次でございます。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

特許庁には、特許、意匠、商標のそれぞれに品質管理を担当する部署がございますが、今回の小委員会では当方が取りまとめをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長につきましては、武蔵野大学法学部法律学科教授の相澤英孝委員長にお願いをしておりますが、本日、御体調がすぐれないとのことで御欠席でございます。相澤委員長より、委員長代理として飯村委員を御指名いただいております。以後、飯村委員に本日の議事の進行をお願いいたします。

○飯村委員長代理 委員長の御指名ですので、本日は私が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から定足数、配付資料の確認をお願いいたします。

○戸次調整課品質管理室長 まず、定足数を確認させていただきます。議決権を有する10名の委員のうち、本日は過半数の9名の御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

次に資料の確認をさせていただきます。経済産業省では、平成26年4月以降に開催する審議会及び分科会について、議題の性質上、紙の配付が適切な資料を除き配付資料を電子媒体で行うこととしております。そこで、審査品質管理小委員会におきましても資料のペーパーレス化を実施させていただいております。お手元の端末に資料を格納しております。お手元のカバーをめくっていただきますとタブレットが起動いたします。操作画面の右側の枠内に表示されておりますものが本日の資料です。一旦、資料を開いた後、資料を別な資料に切りかえる場合には電源ボタンを操作するのではなく、画面左上の「戻る」の部分タッチしてください。タブレットの操作でお困りになった場合には、手を挙げてい

ただければ係の者が対応いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、座席表、議事次第、配付資料一覧、委員名簿のほか、資料1を用いて御説明させていただきます。資料1は、平成30年度審査品質管理小委員会報告書（案）です。また、委員の皆様には席上配付資料1～5も配付しておりますので、併せて御確認ください。席上配付資料1はユーザー評価調査の結果、席上配付資料2は品質関連指標、席上配付資料3は平成30年度第1回審査品質管理小委員会の資料1、席上配付資料4は同小委員会の資料5、席上配付資料5は同小委員会の資料6です。

続きまして、本小委員会の公開ですが、従前どおり一般の方々の傍聴を認めることとし、特段の事情がある場合を除き、議事録と配付資料を特許庁のホームページにおいて公開したいと存じます。また、議事録に関しましては、委員の皆様方に後日、内容を御確認いただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○飯村委員長代理　ありがとうございました。

議　　題

平成30年度審査品質管理小委員会報告書（案）について

（1）資料説明

○飯村委員長代理　それでは、議題に入らせていただきます。本日は、平成30年度審査品質管理小委員会報告書（案）について御議論いただきたいと思います。

資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○戸次調整課品質管理室長　それでは、資料1をご覧ください。資料1の最初から小さなローマ数字でページが始まりますが、そのivページ目に目次がございます。まず、この目次を用いて資料の構成について御説明させていただきます。

本年度の報告書案でございますが、昨年度と同じ3つのパートからなる構成をとっております。

まずⅠですが、こちらは、昨年度の委員の皆様からの御提言に基づく今年度の取組状況を示すパートです。こちらにつきましては、前回の小委員会で御提示いたしました資料1の内容を、ほぼそのまま写しております。ただし、統計データ等最新のものになっているところがございますので、その点は御了承いただければ幸いです。前回の資料と同様の内容ですので、内容の説明は割愛させていただきます。

次にⅡですが、こちらは今年度の品質管理の実施体制・実施状況についての本小委員会の評価結果を示すパートです。こちらにつきましては、前回の小委員会で御審議いただきました資料5の内容をほぼそのまま写しております。したがって、こちらにつきましても内容の説明は割愛させていただきます。

最後にⅢですが、こちらは前回の小委員会の資料6におきまして各委員の皆様からいただいた個別の御意見を、前回の御審議も踏まえつつ事務局の方で取りまとめ、整理・統合させていただいたものでございます。今回は、このパートについての御審議をいただければ幸いです。以下、このパートにつきまして、特許、意匠、商標の順に御説明いたします。大分ページが飛びますが52ページをご覧ください。

それでは、52ページを御説明いたします。

1. 特許

(1) 第4次産業革命関連技術に関し、特許・実用新案審査基準の理解を深め、運用を明確化するために、事例の充実や周知を図ることを期待する。

(2) 審査官数の確保と研修の整備を通じた審査官の育成の充実を期待する。

(3) 引き続き、内国特許文献の調査に加え、外国特許文献の調査・非特許文献の調査を強化することを期待する。電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組の継続を期待する。審査の質の改善への取組において、審査官の自発的な改善につながる工夫を加えることを期待する。目指した結果と取組の実績との関係に基づき、品質向上の取組や品質管理体制についてのレビューを実施することを期待する。

(4) 進歩性や記載要件における審査官間の判断の均質性に関する課題を継続的に分析しつつ、これに対する取組を実施することを期待する。

(5) ユーザーとの意見交換の充実、ユーザー評価調査の設問の精査などを通じ、進歩性の判断等に関するユーザーの問題意識やニーズを把握し、課題の抽出及び改善を促進することを期待する。

(6) 第4次産業革命関連技術への対応や日米協働調査プログラムなどの新たな取組について、海外ユーザーを含めたユーザーへの情報発信を積極的に行い、かつ、外国特許庁の情報入手を積極的に行うことを期待する。

続きまして、意匠にまいります。

2. 意匠

(1) 意匠の制度改正や意匠審査基準改訂に関して周知を図ることを期待する。

(2) 審査官数の確保と研修の整備を通じた審査官の育成の充実を期待する。意匠法改正に伴い保護対象が拡充された案件を適切にサーチするための資料収集体制の整備、及び収集した資料を適切に検索するためのサーチシステムの改良を期待する。

(3) 国際意匠登録出願に対し、適切なサーチ及び起案を行うための品質監査の拡充、及び研修の整備を充実させることを期待する。ユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組の継続を期待する。意匠法改正及び意匠審査基準の改訂に伴い、審査システムツールの改良を行うことを期待する。目指した結果と取組の実績との関係に基づき、品質向上の取組や品質管理体制についてのレビューを実施することを期待する。

(4) ユーザー評価について、特許、商標同様に他国の特許庁（審査内容については実体審査国）との比較についての質問を追加することを期待する。

(5) ユーザーとの意見交換の充実、ユーザー評価調査の設問の精査などを通じ、ユーザーの問題意識やニーズを把握し、課題の抽出及び改善を促進することを期待する。

(6) 今後の意匠制度改正に対応した、現行審査実施体制の維持・向上、手続の明確性、及び公表と周知についての取組を実施することを期待する。

(7) 意匠五庁会合（ID5）などを通じた、品質管理に関する海外特許庁の情報入手、海外特許庁との意見交換、及び日本国特許庁からの情報発信を実施することを期待する。

続きまして、商標でございます。

3. 商標

(1) 商標審査基準の理解を深め、運用を明確化するために、周知を図ることを期待する。

(2) 審査官数の確保と研修の整備を通じた審査官の育成の充実を期待する。

(3) 新しいタイプの商標に係る審査に対する品質管理の取組を充実させることを期待する。電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組の継続を期待する。審査の質に関する課題について、ユーザーの意見を取り入れる仕組みの充実を期待する。目指した結果と取組の実績との関係に基づき、品質向上の取組や品質管理体制についてのレビューを実施することを期待する。

(4) ユーザー評価調査において評価が低い項目における審査官間の判断の均質性に関する課題を継続的に分析しつつ、これに対する取組を実施することを期待する。

(5) ユーザーとの意見交換の充実、ユーザー評価調査の設問の精査などを通じ、ユーザーの問題意識やニーズを把握し、課題の抽出及び改善を促進することを期待する。

(6) 商標五庁会合などの外国特許庁との取組について、海外ユーザーを含めたユーザー

への情報発信を積極的に行い、かつ、外国特許庁の情報入手を積極的に行うことを期待する。

こちらで取りまとめたものは以上でございます。

(2) 討 議

○飯村委員長代理 それでは、事務局から説明がありました報告書案、特に改善提言について御意見がございましたらお願いいたします。

本多委員。

○本多委員 ありがとうございます。こちらの提言の中にもございますように、審査官の数につきましては、充実していただくのが急務ではないかと思っております。意匠法についても法改正がございまして、保護対象が広がりますから、審査官の数が足りなくなるということは予想できるのではないかと思います。

また、商標につきまして、最近、出願数がふえたことにより、実際にFAが4～5か月だったものが、今6か月を超えるような状況になっております。出願件数が、そのまま増えてまいりまして、ますます審査が遅れるようなことになると、出願人及び代理人としても、今までの期待どおりの権利化が図れないという状況になってまいります。先日も弁理士会で、どれぐらいがいいかという希望をとりましたところ、やはり6か月から7か月にFAをいただいて、TPは8か月くらいが望ましいという意見が多くございました。FAで拒絶理由が通知されたものについては、その後の応答に要する期間も考慮して、9か月ぐらいで登録までいただくことが望ましいという意見も多くございました。早ければ早い方がいいという企業の方の御意見もございます。したがって、これ以上遅くなるようなことがないように、できましたら審査官の増強というのも確実に進めていただきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤商標課長 商標課長の佐藤でございます。今のコメントにつきましてお答え申し上げます。

委員のおっしゃるとおり、近年、商標出願の件数は、非常に増大しております。それに対応すべく必要な審査体制を整備していくことについては重要な課題と認識しております。本年度におきましては、例えば新しい調査事業の新設ですとか審査負担の少ない出願を促

すファストトラック審査を開始するなど、審査の効率化をするための政策を進めてまいりました。

また、31年度の審査官の増員についても要求をしております、審査体制の強化にも努めてまいりました。今後につきましても当然、引き続き審査のさらなる効率化に努めるとともに、審査官の増員要求を含む審査体制の強化に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○油科意匠課長 意匠課長でございます。意匠法につきましては、御審議をお待ちしているところでございます。こちらの法案が通りましたら、委員御指摘のとおり、保護対象の拡大が予定されておりますので、この後は、しっかりと出願の動向を見極めながら、また審査官の審査の対象につきましても充実を図るべく努力をしてみたいと思っております。以上でございます。

○河西総務課長 総務課長でございます。定員につきましては、非常に政府全体としては厳しい定員管理がなされているところでございますが、特許庁として、しっかりと定員要求を頑張っていきたいと思っております。

○飯村委員長代理 御意見はありませんでしょうか。渡邊委員。

○渡邊委員 審査官の増員そのものも、もちろん重要なのですけれども、育成というところも大変重要だと考えております。特に意匠法の改正に関係しまして、保護対象の拡大ということになりますと新しい分野の審査をしなければならないということで、実際、審査をどう行っていくかということもそうですし、あとガイドラインですね。基準をしっかりとつくっていただき、それを公開していただくということも非常に重要だと思っております。

さらに、意匠法に関していいますと、審査の結果の透明性というところで、意匠法は出願の公開制度がございませんので、そうしますと、登録案件を見て、どういうものが登録になったのかということがわかる。逆の言い方をいたしますと、拒絶の案件については、どういうものがどういう理由で拒絶になったかということがわからないというところがございます。それは、公開できないという制度の仕組みなのではないと思うのですけれども、それは案件がわからないような形で、例えば例示を示すですとか、ユーザーにとりましては、どういう案件が登録になるのかということのも大変重要な情報ですが、どういう案件が、どういう理由で拒絶になってしまうのかということのも大変重要な情報になりますので、その辺も、審査の透明性という観点からも公開していくような形をとっていただければと思います。

あと、登録案件につきましては、従来からも申し上げていますようにレファレンス情報、登録になった案件の周辺の意匠というものが非常に重要だと考えております。このような意匠が既に存在していたけれども、これは登録になったという情報ですね。従来公報で公開していただいておりますけれども、さらなるレファレンス情報の充実ということに取り組んでいただければと考えております。

以上です。

○飯村委員長代理　ありがとうございました。

○油科意匠課長　意匠課長でございます。御指摘ありがとうございます。

まず1番目の教育に関しましては、全く委員御指摘のとおりでございます。法案が、御審議いただいて成立した後は、速やかに意匠審査基準ワーキンググループを動かしまして、しっかりした基準をまず策定したいと考えております。その策定した基準に関しましては庁の外部の方に周知すること、これはもちろんのことでございますが、庁内の審査官に対しましてもしっかりと教育をしてまいります。また、新たな保護対象が広がるということでございますので、いろいろな建築ですとかそういった分野に関します勉強も見学等を通してしっかりと行ってまいりたいと思っております。

それから、2番目でございますが、審査の透明性ということでございます。意匠審査において、多分一番議論があるところは類似というところだと考えております。こちらの類似に関しましては今現在も、関連の意匠につきましては一部公開をしております。出願人の皆様の利便性に供しているところでございます。今後でございますが、特に関連制度というものが改正されたあかつきは、今までは拒絶になっていたものが類似となって登録ということで、その公報が出ることによって、さらに一層こういったものを類似と審査官が判断しているのかという情報を世の中にお示しする機会がふえてくると思っておりますので、ぜひ、そちらの公報等を御参照いただければと思っております。また、レファレンスに関しましてもしっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○飯村委員長代理　補足して質問なさることはありますでしょうか。渡邊委員。

○渡邊委員　そのように取り組んでいただければ、大変うれしく思います。

あと、1点申し上げました拒絶案件に対する、どういう理由で拒絶になったかという情報が公開されないという制度上の問題がありますので、その辺は、何か例示のような形で、このようなものは登録できないという情報も、審査が始まってからになってしまうのかも

しれないですけども、公開していただければユーザーにとっては非常に有効な情報になるのではないかと考えております。

○油科意匠課長 一旦登録になりました案件につきましては、途中の拒絶理由というものは今後見られるようにしてまいります。

一方、委員御指摘の拒絶査定になった案件を外部に公開するということにつきましては、たとえそれが例示であっても、秘匿されているという出願人の期待との関係がございますので、そこは、慎重に検討していく必要があると考えております。

○渡邊委員 もちろん例示というのは出願人の名前は伏せるし、どういう案件なのかというのちょっとぼかすような形で、単なる例としてお示しいただければという希望でございます。

○油科意匠課長 今後、検討してまいります。

○飯村委員長代理 よろしいでしょうか。それでは、中條委員。

○中條委員 品質管理の視点から2点ほどお願いしたいと思っております。

52 ページのところですが、(3) 品質向上のための取組に関するものということで、4 番目のところに「目指した結果と取組の実績との関係に基づき」ということを書いていただいています。結果の狙いとそれを達成するための取組の2つを分けて書いていただいているということは、PDCAをちゃんと理解いただいているということで非常によいと思います。プランの段階でも狙いと取組を考える。チェックの段階でも狙いと取組を考える。このようなことを意識して書いていただいているというのは非常によいことだと思います。

ただ、若干表現が曖昧になっていますので、以下のように少し修正していただいたらと思います。「目指した狙いの結果と計画した取組の実績との関係に基づき」という形に直していただければと思います。これを1点お願いしたいと思っております。

2点目はその上のところなのですが、「審査官の自発的な改善につながる工夫を加えることを期待する」と書いていただいています。これも非常によいと思うのですが、「審査官の自発的な改善」というのが、いろいろな意味で誤解を招く可能性があります。審査官に任せていればよいと考えられると困ると思いますので、以下のように修正いただいたらと思います。「審査官の積極的な参画に基づく改善」という形に直していただければと思います。自発的というのは、いい意味もあるのですが、いろいろな誤解を招くところもあるので、少し表現を工夫していただいたらと思っております。

今後は、この「工夫」をどんどん進めていただくことを期待しています。可能であれば

工夫の内容をもう少し具体的にすることを考えていただきたいと思います。多分、改善を行おうとすると、取り組むべき問題、課題を顕在化させることが必要になりますし、その顕在化させた問題、課題について改善のチームを編成するということも必要になると思います。また、そのような改善チームに参画する人の研修、教育を行うということも必要になります。そんな視点で、ぜひ工夫を一步進めていただければと思います。

以上です。

○飯村委員長代理 ありがとうございます。修正の文ですけれども、もう一度ゆっくりお願いできたらありがたいのですが。

○中條委員 わかりました。4番目のビュレットのところが「目指した結果と取組の実績との関係」になっているのですが、「目指した狙いの結果と計画した取組の実績との関係」にさせていただくと意図がはっきりすると思います。また、3番目のビュレットの方は「審査官の自発的な改善」と書いてあるのですが、「審査官の積極的な参画による改善」という表現にいただければ助かります。

○飯村委員長代理 ありがとうございます。

○戸次調整課品質管理室長 御指摘ありがとうございます。今の先生からの御指摘によりまして、ここに書かれていることが非常にクリアになると申しますか、目指していきたいところが非常に明確になったのではないかと考えております。いただいた意見も踏まえて、修正等を検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○飯村委員長代理 ほかに。浅見正弘委員、お願いします。

○浅見（正）委員 具体的に今回の報告書の表記に明示的にかかわるかどうかというのはあるのですが、52 ページの（５）と（１）についてのお願いを申し上げます。まず（５）について、これは私などもいろいろと意見を言わせていただいたのですが、ユーザーの問題意識やニーズを把握して課題を抽出するという、ここはかなり大きな問題であるということここでここに反映していただき、ありがとうございます。この点についてのお願いですが、単にユーザーからの表面的なクレームに対する対処とかで終わらないようにしていただきたい。どういうことかと申しますと、このような知的財産にかかわる課題というのは、表面的なところでは様々ありますが、その根底には国の産業をどう発展させるかというところが、強くあると考えております。そのような産業を発展させるための戦略的な取組みに対して知的財産をどう活用するかということが、まず精神としてあるということで、そのような意味で、こうした議論についても、なぜそのような問題を指摘したり、直してい

なくてはいけないのかとか、なぜそのような課題があるのかというところの掘り下げまで含めて考えていただきたい。

同様に、(1) のところに第4次産業革命関連技術に関して、事例の充実や周知を図るとありますけれども、これも第4次産業革命と言われている今の世界の動きの中で、日本の産業をどう強くして国際的な競争力をつけていくのか、その取り組みの中で知的財産面で何ができるのか、そのようなことを企業などはいつも考えているわけです。そうした問題は、結局のところどういうものを知的財産として保護していくかというところに非常に密接にかかわるわけですね。その辺につきまして、国の産業をどう発展させていくかという視点を入れた上で、このようなユーザーの問題意識や要望があるのだということについて、審査の段階であるとか、重要な事例をどう提示していくのかというところで、特許庁の方でもぜひ考えていただきたいと思います。また、それは一方的にということではなくて、産業界の方ともよく意見交換をするということを進めていくことをお願いしたいというコメントです。

○飯村委員長代理　ありがとうございます。何か。

○戸次調整課品質管理室長　大変貴重な御意見をありがとうございます。我々といたしましても、一つ一つの問題ですとか御意見について、表面的な、表層的な理解にとどまって対処するのではなく、特許制度そのものが産業政策立法でございますので、国の産業はどう発展していくべきなのかというところを真摯にユーザーの皆様と意見交換させていただきながら、問題の根底に何があるのか、そこをつかみながら問題の対処に当たっていきたいと思います。非常に大事な御指摘をいただいたと思っております。引き続き御指導のほど、よろしくお願いいたします。

○飯村委員長代理　浅見節子委員、よろしくお願いします。

○浅見（節）委員　今の浅見委員の御意見に関連して特許についてと、先ほど御意見がありました意匠について意見を述べさせていただきます。

まず特許に関しては、52 ページの(5)の下のところ、ユーザーとの意見交換の充実を書いていただき、ありがとうございます。ユーザーが問題と感じている点につきまして、苦情ではなく、たとえば自分の出願が拒絶されたから改善してくれというのではなく、と言いつつも、実際の案件に基づいて具体的に議論をしていただければと思っております。審査の品質を高めるためには、特許庁だけが努力するのではなく、ユーザーの方の協力も必須だと思っておりますので、ユーザーの方にも積極的に取り組んでいただきたいと思い

ます。

次に意匠ですが、拒絶となるものはどういうもので、登録になるものがどういうものであるかの基準を具体的に知りたいということかと思います。近々審判情報が詳細に特許庁のホームページから見られるようになると聞いておりまして、例えば拒絶査定不服審判ですとか、あるいは無効審判といった案件の情報が詳しく簡単に見られるようになれば、基準を知る上で助けになるのではないかと思います。

それから、今回の法改正はかなり大きな法改正だと認識しております。画像デザインの保護については、数年来議論してきたところですので、皆さんも認識されていると思うのですが、建物とかインテリアデザインの保護については、去年初めて出てきたこともあり、今まであまり意匠法に関係のなかった方たちが参入してこられると思われ、出願がかなり増えると思います。そのときに、先ほど総務課長のコメントもございましたが、審査官を増やすのは難しいというのはよくわかりますが、例えば建物の関係であれば、特許の建築関係の審査官に兼任してもらうとか、あるいは現在でもいらっしゃると思うのですが、調査員の増員をするとか、あるいは特許で行っているようなサーチ外注をするとかいろいろなやり方があるかと思いますが、そういったことも含めて対策を検討していただければと思います。

以上です。

○飯村委員長代理 ありがとうございます。補足して何か……。

○戸次調整課品質管理室長 まず、特許から申し上げます。ユーザーからの単なる苦情ということでの対応ではなくて、しっかりと中身を議論する必要があるという御指摘かと思います。この点につきましては、前回の小委員会ですら少し議論になりました、審査が甘いという御指摘がございましたので、その点についての状況の報告も含め御回答をさせていただきたいと思います。

産業界からの審査が甘いとの御指摘でございますけれども、前回の本小委員会において小原委員から、品質管理との関係では審査基準から外れるような審査のばらつきは少なくなっているのではないかと、また審査官と代理人のコミュニケーションが非常に円滑になったのではないかと、といった御意見を賜るとともに、審査が甘いとの御指摘については何を論点にしているのか、何が対象なのかをより明確にする必要があるとの御指摘をいただいたと承知しております。御指摘のように、この問題については、抽象的で捉えどころがない面がございます。また多様な御意見もこのように承っているところでございますので、

産業界からの御指摘については、具体的にどのような問題であるのか、この問題に特化してお互いに率直な意見交換ができる場を設けました。具体的には、日本知的財産協会との間で、今年の1月16日、3月6日と2回、この問題に特化した意見交換を実施いたしました。現在の状況ですけれども、具体的な事例を御提供いただくという形で検討を進めて内容面を深掘りしていきたいと思っております。加えて、日本弁理士会からも御協力を賜りまして、今後、大企業以外の皆様とも意見交換を行ってまいりたいと思っております。

これ以外にも、従前からユーザーとの個別の意見交換等を行っているところでございまして、問題をお感じになっている事例をいただいて、それを単に御回答するというだけではなく、品質管理室等々で、審査の質の向上のための取組の材料として検討させていただいております。引き続き、こうした個別の意見交換も大切かと思っておりますので、しっかりと行ってまいります。

来年度も、こうした産業界からの問題意識に関しましては頻繁に意見交換を行い、今回ですと、審査が甘いとお感じになっていること等について、具体的に問題が一体何であるのかについて検討してまいります。その状況につきましては、来年度の本小委員会において御紹介させていただきますし、また、この問題について何かしら一定の方向性を見出すことができましたら、その点につきましても報告させていただきたいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、特許は以上でございします。

○油科意匠課長 意匠でございします。重要な御指摘ありがとうございます。

まず、1番目の拒絶理由の中身についてでございますが、委員御指摘のとおり、一旦拒絶になったものが審判で登録になった場合、この内容などは見ることができますので、ぜひ活用してまいりたいと思っております。

それから、2番目の体制の充実につきましても、さまざまなお知恵をいただきありがとうございました。意匠は、先ほども話に出てまいりましたが、審査官の増員等非常に難しいところもありますが、それでも頑張っていくつもりではございます。一方で、今委員からお知恵をいただきました調査員の件などにつきましては、例えば建築のバックグラウンドを持っている者を採用するとか、そういったことは比較的早目に対応できると考えておりますので、委員からいただいたお知恵をもとに、引き続き体制の充実に努力してまいります。ありがとうございます。

○飯村委員長代理 ありがとうございました。ほかにありますか。長澤委員、お

願います。

○長澤委員 今回のレポートは、大枠では我々委員の意見がほぼ反映されているように感じます。感謝いたします。

ただ、やはり少し具体的なところまでは書き及んでいなかったもので、その辺で気になるところを何点かお話をさせていただきます。

まず、IoT やA I の講座は非常にいいと思うのですが、この分野は日進月歩なので、一回やったら終わりではなくて、ぜひ繰り返しやっていただきたいと思います。

それから、浅見正弘委員が言ったこととかなり重複しますが、やはりユーザーと個別に意見交換していただきたいということです。この前の委員会でも申し上げたのですが、統計データだけではなくて、特許が登録される理由について、今の条文に従えば登録せざるを得ない、とかではなく、日本としてどうするべきかというレベルまで議論ができれば非常にいいと思います。

あと、外国文献に加えて、ウェブサイトやパンフレットは非常にサーチがしにくいものでして、これは、ある程度の見逃しは仕方がないと我々ユーザーも思うのですが、例えば、最近のA I を使った技術を用いて、いろいろなソフトウェアやサービスを出している会社さんもいらっしゃいますので、特許庁さんでも、そのようなものを参考にされて、特許公報や文献だけではなくて、パンフレットなり、ほかに公知技術となるようなものについてどう対処していくかというのを、ぜひ考えていただきたいと思います。

これは、商標も同じような話です。特に3条1項1号、2号あたりの何をもって慣用と言うかとか、何をもって普通名称と言うかという点について、佐藤課長にも前に一度お話をさせて頂いたことがあります。別の商標について登録すべきか否か考えを議論するのも大事だと思うのですが、そのような基準がどういう影響をもたらしてしまうのかというレベルまで踏み込んで個別に話し合いを持つことができればありがたいと思います。

最後に意匠ですが、これは皆さんからも意見が出ているように、審査官が不足する懸念については私も同感です。ぜひ、意匠法改正が起こることを前提に、どれぐらい出願が増えそうかというインタビューを企業にあらかじめしていただければ、ある程度の数字は出せると思います。物品に紐づいた画像と紐づかない画像の数を比べると、後者の方が圧倒的に多いですので、法改正に伴い、出願を増やすことを考えている企業は多いと思います。

それから、これは中條委員がおっしゃったことと重複しますが、ここにおられる幹部の

方と話をすると、皆さん、立派な考えを持っていらして、つい最近も澤井部長や山下部長と話をさせてもらって、非常によく考えていただいているなと思うのですが、あとは個々の審査官にどうやって当事者意識を持たせるかというところになるのではないかなと思っています。部長さんたちが考えてくれているだけではなくて、その考えを一人一人の審査官が理解したうえで実務をやっていただかないと、審査品質にばらつきも出るし、さらに特許庁としての方向性は出にくいと思いますので、その辺は、ぜひ何か手を打っていただきたいと思います。

以上です。

○戸次調整課品質管理室長 特許、あるいは特許、意匠、商標に共通する問題について、私から簡単に御回答申し上げます。

幾つか御指摘いただきましてありがとうございます。A I、IoT に関しての講座について、単発的ではなくて繰り返しやるべきであるとか、意見交換の際には表層的な問題だけではなくて、国の産業の発展も踏まえた意見交換をやるべしということですか、A Iを使ったサーチの支援ですとか、それから、いろいろな課題ができたときの審査官への浸透ですとか、その辺のことを御指摘いただいたと思っております。いずれも大事なことだと思っております。いただいた御意見を踏まえて、具体の取組にいかしてまいりたいと存じます。ありがとうございます。

A Iの方ですけれども、前回、私の方から詳細について御回答させていただきましたので割愛させていただきますが、特許庁としても積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、ユーザーの方々の御知見等がございましたら、ぜひお寄せいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

特許の方は以上でございます。

○油科意匠課長 意匠でございます。御意見ありがとうございます。

ユーザーの企業の方とは日々、意見交換をさせていただいておりますので、その中におきまして、今後の出願の動向等を引き続き伺ってまいりたいと思います。また、審査官の増員等に関しましても温かいお言葉をいただいて本当に感謝しております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○長澤委員 もう一言だけ、意匠について発言します。悩ましいのが、マークのような画像が我々のウェブサイトに表示されているときに、それと全体的なイメージが似ているウェブサイトを第三者に作られてしまうと、非常に困ります。そのときに、意匠で保護する

のか、商標で保護するのか、著作権だけでいいのかというのは、企業にとって非常に悩ましいところです。先日、澤井部長とそのような話をさせていただいて考えもお聞きしているのですが、審査基準が出るにはまだまだ時間がかかりそうなので、そのような考えを特許庁として早目に発信をしていただけると非常にありがたいです。

○油科意匠課長 審査基準につきましては、できる限り施行前にきちんとしたものをつくり、公表するように努力してまいります。

○飯村委員長代理 ほかに御意見、御発言はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それで、報告書案につきましてでございますけれども、先ほど中條委員からいただいた御指摘については、具体的な修正、文言等を含めまして、委員長一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○飯村委員長代理 ありがとうございます。

それでは、最後に嶋野特許技監から一言御挨拶をお願いいたします。

○嶋野特許技監 本日、飯村委員におかれましては、急遽、相澤委員長にかわり議事を進行していただきましてありがとうございました。また、委員の皆様方、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございました。

この委員会では、平成 26 年度より品質管理の実施体制・実施状況につきまして検証と評価を通じて改善に向けた御提言をいただいております。本年度、2 回にわたる御審議を賜りました結果、委員の皆様のお力で、本日このような内容の報告書を取りまとめることができました。若干の修正は、また加えさせていただくということでございますが、まず、委員の皆様にご心から御礼を申し上げたいと思います。

本日取りまとめていただいております報告書の提言内容をこれから実現すべく、例えば第 4 次産業革命関連技術への対応、それから、ユーザーの皆様との意見交換の充実を通じた進歩性の判断などに関するユーザーの皆様の問題意識の把握に努めるといったこと、そのようなことを今後、平成 31 年度の審査品質管理の取組の中で進めてまいりたいと思っております。

今後も引き続き皆様のお知恵をいただけますように、改めてお願い申し上げます。ありがとうございました。

○飯村委員長代理 ありがとうございます。

それでは、今後のスケジュールについて事務局からお願いいたします。

○戸次調整課品質管理室長 本日御議論いただいた報告書につきましては、特許庁ホームページにて公開させていただきます。また、来年度の審査品質管理小委員会のスケジュールは、追って委員各位に御連絡いたします。

○飯村委員長代理 それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会 平成30年度第2回審査品質管理小委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会